

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）及び二重傍線を付した共通見出しを加える。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から、学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額を徴収する。</p> <p>2 前項において「保護者が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において<u>保護者</u>の負担とされているものをいう。</p> <p>附 則</p> <p>[1・2 略]</p> <p><u>(令和3年度の学校給食費の徴収に関する特例)</u></p> <p><u>[3]</u> <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にか</p>	<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）から、学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額を徴収する。</p> <p>2 前項において「保護者が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において<u>学校教育法第16条に規定する保護者</u>の負担とされているものをいう。</p> <p>附 則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>[見出しを加える]</p> <p>(令和2年度の学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p><u>[3]</u> <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にか</p>

<p>かわらず、徴収しない。</p> <p><u>4 前項の規定は、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受ける期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受ける期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、適用しない。</u></p>	<p>かわらず、徴収しない。</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費を児童又は生徒の保護者から徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。